

<論 文>

新聞を読まない大学生と記事を書かない新聞記者

森 榮 徹

要旨

本研究は平成28年度から講義科目「マスコミ論」を担当した筆者が、新聞を読まないとされる大学生を相手に、彼らが報道に接する手段と態様、現実社会に対する問題認知と理解の傾向を、いくつかの手段を介して取りまとめた。3か月余の短期間に得た知見でしかないが、事前に思い描いていた大学生像と現実の大学生像との乖離は想像以上に甚だしかった。多くの学生が、現実社会への認識形成に歪みを来し、自ら顧慮することもないのではないかと思い描いていたのだが、現実の学生は、身の回りにある情報ツールをあるがままに利用し、一時的には多様な情報に振り回されるものの、現実社会の実相への認識を徐々に獲得するしたかな姿を見せた。こうした傾向が現代日本の大多数の若者に共通する現象なのかどうか、即断は慎むべきだが、少なくとも「新聞」は新聞社自身が思い描く「盟主たる報道機関」ではなく、数多くある「情報伝達機関」の一つとしての立場しか保ちえていないことが明らかになった。他方、筆者が長く在籍した新聞報道界でも、異様な自主規制が蔓延している。マスコミ論の主題の一つでもある「権力への詣い」がどこまで深刻化しているのか、一連の授業と並行して起きた刑事司法に関する報道の実態をも検証する。表題に示した二つの事柄は互いに無関係のように見えるが、メディアを介して伝える側と受け取る側の双方に重大な欠陥が生じているならば、<健全な民主主義社会を形成・維持する社会システムが危機に直面する>という意味で極めて密接に関連する。こうした現状を座視しておれば、我々の社会はかつて辿った破滅の道に踏み込むことになるだろう。

キーワード

メディア・リテラシー、スピノ・コントロール、捜査協力者、刑事司法と報道、伝えないメディア

I. 新聞を読まない大学生

1. はじめに
2. 学生のメディア利用の実態
 - 2-1 「文章表現入門」教室／2-2 「マスコミ論」教室
3. 予備的把握
4. 翌後の展開

4-1 熊本地震／4-2 G7とオバマ大統領の広島訪問／

4-3 究極のスピン・コントロール／4-4 新聞を読まない大学生に対して

II. 記事を書かない新聞記者

1. はじめに

2. 銃砲刀剣類所持等取締法違反事件

2-1 判決公判と報道／2-2 判決内容／

2-3 量刑の理由／2-4 報道の実態

3. 裁判制度

3-1 裁判取材に入るまで／3-2 公判前整理手続と期日間整理手続／

3-3 司法制度に問題はないのか

4. 新聞のあるべき姿

I. 新聞を読まない大学生

1. はじめに

筆者の「マスコミ論」は4月11日に開講した。初回授業には、全学年から留学生を含む約140人が登録し、100人余が出席した。授業計画としてシラバスを事前に作成・提示してはいるが、学生の意識や認知度に併せて柔軟に授業を作る為、成績評価には無関係であることを明示したうえで、実態把握を目的として、「授業前アンケート」と「開講前チェック」と称する2種類の調査を実施した。

「アンケート」は、①マスコミが持つ機能・役割、②情報伝達手段、③政治、④社会で生起する出来事、⑤大学生活・進路、⑥生活を楽しむための文化現象、⑦消費・経済的側面へのマスコミ機能——の7分野に関して30項目の言葉を示し、その言葉から連想するものを各5個ずつの選択肢から1つを選ばせた¹。

「チェック」は、前年12月から今年3月までの4か月間に新聞紙上に登場した事象や固有名詞、数字を集めた計50項目の＜時事ワード＞に関する認知度測定を目的とした。①初めて見た、②よく知らない、③大体わかる、④調べてみた、⑤この場で説明できる——の5段階から選択させ、見聞きした情報源や調べた手段、意味内容を自由

1 末尾資料（その1）参照。

記入とした²。

「マスコミ論」受講前の学生について、時事的事項に関する感度や知識のばらつきを予め知るための予備作業だったが、回答集計中の14日に「熊本地震」が発生した。

第2回の授業（4月18日）は急きょ内容を変更した。学生全員が熊本地震に関してほぼ同レベルの関心を有しており、教室内は高い集中度が保たれた。

授業の本筋として、新聞社やテレビ局の「災害報道」の初動と展開について解説した。報道部（局）内の揺れる吊り看板、乱雑に崩れ落ちた書籍類、市街地中心部の商店街の姿など、延々と繰り返されるテレビ画像を見た体験が、〈取り敢えずはそれしかできない〉という初動取材の限界に目を開かせた。その後に展開された種々の報道を学生自身がそれぞれに、断片的ながらも追い続けた体験から、揺れと慄き・破壊と悲嘆の、より過激な映像を執拗に追う取材が、被災者の心情や過酷な身体的負担への追い撃ちとなりかねない冷酷な仕打ちとして伝わることも認識した。報道の功罪、支援や募金・義援金にまつわる分別のない善意と独善、火事場泥棒的な犯罪と無私の互助など、平時には見えにくい人間性の相克をほぼ一瞬にして見て取るという離れ業のような機会を得たといえよう。

授業のまとめとして、「熊本地震で何を考えたか？」と題し、①学生生活への影響、②家族への影響、③将来の進路（職業選択）への影響、④報道の役割——の4項目を掲げてコメントシートを書かせた。計101枚の提出があった。

他方、これも筆者が担当する演習的授業「文章表現入門」（2クラス、受講生は1年生のみ計54人）でも、熊本地震につき、①初報をいつ、どこで、何を介して知ったか、②その後の経過や2度目の「本震」など続報追跡の手段は何であったか、③地震が自分や家族に与えた影響、④一連の体験を通じて考えたこと——の4項目を400字の作文に書かせた。文章表現上の巧拙を添削指導すると同時に、学生が利用した情報手段（メディア）を把握する一助とした。

「マスコミ論」ではゴールデンウイークを挟んだ3週間後の授業（5月9日）に、「メディア利用の実態」調査をコメントシート形式で実施した。これが本研究の出発点である。

2 末尾資料（その2）参照。

2. 学生のメディア利用の実態

気象庁の発表によれば、「前震」(M6.5、最大震度7)の発生は14日午後9時26分、「本震」(M7.3、最大震度7)は16日午前1時25分³、いずれも夜間の発生であった。新聞でいえば、「前震」の発生と直後数時間の情報については、各紙とも翌日朝刊に掲載できたが、「本震」に関しては全国紙を発行する新聞社では最終版の降版時間帯であり、社によっては、また同じ新聞社内でも東京と大阪など、発行地の違いで「本震発生⁴」の一報が見出しに取れたか否か、大きな落差が見られた⁵。日本国民や世界中の人々が巨大地震の発生から被害程度の推移へと最大の関心を持ってリアルタイムで注視したメディアは、当然ながら新聞ではなかった。

2-1 「文章表現入門」教室

受講学生への調査結果を以下に示す(表-1)。クラスA(4月18日実施、27人出席)、クラスB(4月21日実施、19人出席)の全員が新入学生である。ここで見るべきは、初報・続報を通じて、テレビニュースを介して認知した割合の多さである。この

表-1 「文章表現入門」2クラスでの調査結果

認知 メディア↓	クラス A 2016.4.18				クラス B 2016.4.21				A・B両クラスの合計			
	①		②		①		②		①		②	
テレビ	21	77.8%	19	70.4%	10	52.6%	11	57.9%	31	67.4%	30	65.2%
SNS	2	7.4%	1	3.7%	6	31.6%	1	5.3%	8	17.4%	2	4.3%
NET	1	3.7%	1	3.7%	0	0.0%	2	10.5%	1	2.2%	3	6.5%
携帯情報	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.3%	1	2.2%	1	2.2%
LINE	0	0.0%	0	0.0%	1	5.3%	1	5.3%	1	2.2%	1	2.2%
友人	2	7.4%	1	3.7%	1	5.3%	0	0.0%	3	6.5%	1	2.2%
家族	0	0.0%	4	14.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	8.7%
新聞	0	0.0%	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.2%
記載なし	0	0.0%	0	0.0%	1	5.3%	3	15.8%	1	2.2%	3	6.5%

①4.14地震発生を最初に知った媒体 ②その後の地震展開を追跡した認知手段(左：人数、右：比率)

3 <http://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/index.php>

4 気象庁の正式発表は4月16日午前3時40分の記者会見だった。

5 例えば、朝日新聞東京本社最終版は「熊本で強い揺れ」の見出しどと本文記事3行が入ったが、読売新聞東京本社最終版には当該記事の掲載なし。両社とも大阪本社発行版では、ともに「震度6強」の見出しお立てることができた。

授業では、学生が利用するメディア状況を詳細に解明する意図はなく、SNS(TwitterやFacebookなど)とNET、携帯、LINEの区別までは求めなかつたので(以下、4者をまとめて「SNS等」と表記する)、所謂「前震」を伝える初報に関しては、テレビ(31人)67.4%、SNS等(11人)23.9%、新聞はゼロと、大まかに把握するしかない。

テレビを見ていた状況は、「自宅(自室)」で「食事中」と「帰宅直後」が多く、「アルバイト先」が1人いた。SNSグループはほとんどがアルバイトやクラブ活動からの「帰宅途上」としており、移動中の情報受信であった。

以降、本震の発生を含めた続報への接触は、テレビ65.2%、SNS等15.2%、家族との会話8.7%と続いた。新聞を挙げたのは僅かに1人(2.2%)いたが、その態様は記事を精読したというわけではなく、「数日経過後、写真グラフを見た」との記述だった。

初報から続報への経過で、テレビ利用がほぼ横ばい、SNS等利用が減少しているのは、対象が予め定まったテーマに関しては、「テレビで見た方が手っ取り早い」という行動を反映したと理解できよう。学生との雑談的やり取りの中で、「PCやスマホを使ってバイキング形式でコンテンツを選んで開くより、全員同一の定食メニューを給食形式で受け取る方がありがたいのか」と警えて尋ねたが、さしたる反発も同意もなかった。

巨大地震という突出したテーマに直面した際、「大多数の国民は、<情報の真偽や偏りを吟味する手続きはさておき、瞬時に同一情報を共有する>という、マスコミが持つ本来の機能の虜になろうとする」と言えそうである。「マスコミが持つ本来の機能」というフレーズには、「良くも悪くも」という修飾句を被せるべきだろうが、現段階ではその当否を判断する材料がない。

2-2 「マスコミ論」教室

受講学生への調査は先述のように5月9日に行ったもので、「前震」発生の25日後であった。設問は

(1-a) 熊本地震の発生を「いつ」、「どこで」、「何を通じて」知ったか?

(1-b) 熊本地震のその後の経過を、どのメディアを通じて追跡したか?一の2問とした。

(1-a)の結果を(表-2)、(1-b)の結果を(表-3)に示す。

出席106人中102人(1年生34人、2年生60人、3年生5人、4年生6人)が回答し

新聞を読まない大学生と記事を書かない新聞記者（森榮）

た。このうち留学生が1～3年生に19人（中国17人、ミャンマー、ベトナム各1人）があり、17人が回答した。

「4月14日の発生当夜に知った」70人中、「どこで」は、「自宅」30人、「アルバイト中」10人、「移動中」3人であり、無回答は27人だった。「何を通じて」では、自宅30人中「テレビ」が22人で最多(73.3%)である。アルバイト中10人では「SNS」が5人、「SNS」に「携帯電話」を加えると60%となる。

「翌15日朝に知った」6人では、「自宅のテレビ」が2人、「アルバイト中にNET」でが1人、「どこで」に無回答の3人は「SNS」2人、「テレビ」1人に分かれた。

「それ以降に認知した」のは1人だが、ミャンマーからの留学生で、4月18日の「マ

スコミ論」授業中に初めて知ったという。中国人留学生の多くが、地震への恐怖をそれほど深刻に感じていなかったにも拘わらず、本国から頻繁に掛かってくる電話で里心を募らせ、「国に帰りたい」とコメントしたことを考えると、情報獲得に関して日本からも自国からも孤立した留学生活を送る特異な存在に改めて気付かせられた事例だった。

表-2 「マスコミ論」受講学生を対象にした調査結果

		熊本地震の認知経緯		106人出席中102人が回答			
いつ		どこで		Media			
4/14当日	70	自宅	30	テレビ	22	73.3%	
				SNS	4	13.3%	
				ネット	1	3.3%	
				家族	1	3.3%	
				人づて	1	3.3%	
	70	バイト中	10	携帯情報	1	3.3%	
				SNS	5	50.0%	
				人づて	2	20.0%	
				テレビ	1	10.0%	
				携帯情報	1	10.0%	
4/15朝	6	移動中	3	揺れ体感	1	10.0%	
				人づて	1	33.3%	
				携帯情報	1	33.3%	
				SNS	1	33.3%	
				テレビ	13	48.1%	
	6	記載なし	27	ネット	6	22.2%	
				SNS	3	11.1%	
				携帯情報	1	3.7%	
				人づて	1	3.7%	
				記載なし	3	11.1%	
それ以降	1	大学	自宅	2	テレビ	2	100.0%
			バイト中	1	ネット	1	100.0%
			記載なし	3	SNS	2	66.7%
					テレビ	1	33.3%
			4/18授業中	1	4/18授業中	1	100.0%
			25		テレビ	13	52.0%
					SNS	2	8.0%
					ネット	2	8.0%
					新聞	2	8.0%
					人づて	2	8.0%
					記載なし	4	16.0%

「いつ」「どこで」に記載がなかった25人も、利用メディアについては回答した。「テレビ」52%、「SNS」8%、「NET」8%と続き、次に初めて「新聞」が登場した。(表-2)では最下段のグループ内で8%の比率を示しているが、他のグループにまったく登場しないことからすれば、部分的な比率には何らの意味をも見いだせない。回答者全員(102人)の中での2人であり、全体の中での比率は1.96%でしかなかった。

同様に他のメディアについても全体比率を示せば、①「テレビ」50.98%、②「SNS」16.67%、③「ネット」9.80%、④「入づて」6.86%、⑤「携帯情報」3.92%——の順である。これは「文章表現入門」で、①「テレビ」66.3%、②「SNS」13.0%、③「入づて」8.7%、④「ネット」6.5%となった結果(LINEはSNSに、携帯情報はネットに統合した)と比べても、よく似た傾向である。

「スマホ」で得られる情報を、「SNS・ネット・メール・音声電話」のいずれかと峻別しないまま行った調査に不備があったが、学生自身がこれらの分類を意識せずに「スマホ」に接し、素早く簡便な手段を隨時使い分けている現実からすれば、「テレビ(ラジオ)」「電子情報」「会話(電話を含む)」「新聞」とした4区分設定が適切だったようだ。

「熊本地震」という突発事態に対応した粗略な調査だったが、対象者全員がほぼ均等に認知した災害に限定した行動調査という面では、平時のアンケートに対応する場合と比べ、回答する学生側の意識集中度は格段に高かったであろうと推測する。

ともあれ、「新聞」に関しては、「文章表現入門」で2.2%、「マスコミ論」で1.9%という結果が出た。「50人に1人、100人に2人」というフレーズが「新聞を読まない大学生」という提題への論証となるかどうかの判断はさておき、少なくとも「新聞のない生活」が大学生の日常であると認識しておかなければ、「マスコミ論」などという頭でっかちな名称を冠した講義は、上滑りするだけである。

(表-3)は、「熊本地震」という巨大災害に対して、学生の関心がどのように継続したのかを尋ねた設問への回答分布である。続報を追跡した90人が利用メディアについては複数回答した。

表-3

続報追跡	(人)	利用メディア	(人)
した (重複あり)	90	TV	68
		ネット	14
		SNS	12
		新聞	10
		携帯情報	9
		あらゆる手段	1
しなかった			2
記載なし			11

「新聞」が10人に増えているが、これについては、この間の授業で新聞紙面をスクリーンに投射して見せ、読み進め方を説明した効果を反映したと考えたいが、それでも10人で頭打ちだった。なぜか、という問い合わせるために、「授業前アンケート」と「開講前チェック」の結果に立ち戻って考察する。

3. 予備的把握

初回授業時の「アンケート」と「チェック」（「1.はじめに」で提示、質問項目と選択肢は注1、注2に詳細を示した）の結果の一部を（表-4）（表-5）に示す（数値は%）。新1年生と2年生が8割を超える、日本国内の時事情報にどこまで通じているのか分からず留学生が20人前後受講するという状況を把握後、設問を勘案した。回答は89人、うち留学生19人（中国18人、韓国1人）だった。

「アンケート」の回答に関しては、本論に密接に関連する7項目を示す。いずれも「『提示した言葉』に関して『連想する言葉』を選択肢から選べ」という設問で、①『マスコミ』には『テレビ』、②『ジャーナリズム』は『雑誌・週刊誌』（留学生は『新聞』）、

表-4

	マスコミ	全体	一般学生	留学生
1	新聞	21.59	19.72	29.41
	テレビ（ラジオ）	46.59	45.07	52.94
	雑誌・週刊誌	31.82	33.80	17.65
	書籍			
	チラシ・ビラ			
2	ジャーナリズム	全体	一般学生	留学生
	新聞	27.27	23.94	41.18
	テレビ（ラジオ）	32.95	33.80	29.41
	雑誌・週刊誌	34.09	36.62	23.53
	書籍	5.68	5.63	5.88
	チラシ・ビラ			
3	報道	全体	一般学生	留学生
	新聞	7.95	1.41	35.29
	テレビ（ラジオ）	80.68	85.92	58.82
	雑誌・週刊誌	6.82	8.45	
	書籍			
	緊急速報	4.55	4.23	5.88
4	大ニュース	全体	一般学生	留学生
	事件・事故	35.23	32.39	47.06
	災害	37.50	36.62	41.18
	スポーツ	9.09	9.86	5.88
	芸能	10.23	12.68	
	政治	7.95	8.45	5.88
5	スキャンダル	全体	一般学生	留学生
	芸能人	79.55	83.10	64.71
	政治家	13.64	11.27	23.53
	企業	2.27	1.41	5.88
	公務員	2.27	2.82	
	資格者	2.27	1.41	5.88
6	情報-1	全体	一般学生	留学生
	携帯電話	23.86	19.72	41.18
	スマートフォン	53.41	63.38	11.76
	パソコン	19.32	14.08	41.18
	手紙	2.27	1.41	5.88
	メール	1.14	1.41	
7	情報-2	全体	一般学生	留学生
	Facebook	6.82	2.82	23.53
	LINE	25.00	19.72	47.06
	Skype	3.41	4.23	
	SNS	20.45	22.54	11.76
	Twitter	43.18	50.70	11.76

数値は(%)

表-5

③『報道』は『テレビ』(留学生では『新聞』が多い)、④『大ニュース』は『災害』、⑤『スキャンダル』は『芸能人』、⑥『情報-1』(機器・手段を問うた)は『スマートフォン』(留学生は『パソコン』)、⑦『情報-2』(所謂「アプリケーションソフトウェア」=以下、アプリと表記する=を問うた)は『Twitter』(留学生は『LINE』)という結果が出た。

①『マスコミ』では、『新聞』は一般学生(日本人)では最下位の3位(留学生では2位)、②『ジャーナリズム』でも、『新聞』の立ち位置は、一般学生で『雑誌・週刊誌』に13ポイント、『テレビ』に10ポイントの差を付けられている。留学生では『新聞』が圧倒的に多かったが、この『新聞』が日本で発行される新聞を指しているのかどうかは不明である。③『報道』での『新聞』想起は、一般学生では『テレビ』の61分の1(85.92:1.41)という残酷なまでに惨憺たる値が出た。留学生では、『テレビ』:『新聞』=5:3である。④『スキャンダル』では『芸能人』が圧倒的に多いが、これは年初来の週刊誌「週刊文春」効果が、バラエティー・ニュースとしてテレビ等で再三取り上げられたことが大きく影響したのだろう。『政治家』に関して、一般学生の11.27%に対し、留学生は23.53%だが、『公務員』に関しては留学生のゼロ回答が特異である。

⑥⑦は学生が依存するメディア(情報媒体)に関する問い合わせだったが、一般学生で『スマホ(スマートフォン)』と『Twitter』、留学生で『パソコン』『携帯電話』と『LINE』と出た。これは、一般学生が情報機器への投資をスマートフォン一本に絞り、留学生は『パソコン』と『スマホ』の“二刀流(両刀使い)”が標準化しているように見える。留学生ならではの個人専用『パソコン』なのか、家族と同居する一般学生は専用『パソコン』の所有率が低いということなのか、この段階では解明に至っていない。設問の不行き届きを認めざるを得ない。

「チェック」への回答結果から、特徴的な傾向を示しておく。

- ① 一般学生に認知度の高かった「清原和博」(1位)、「錦織圭」(2位)、「澤穂稀」(3位)が、留学生では20位、16位、35位である。
- ② 留学生に認知度が高い「台湾で大地震」(1位)、「南沙諸島」(2位)、「蔡英文」(3位)が、一般学生では24位、36位、46位であった。
- ③ 双方ともに認知度が比較的高かったのは、「米大統領選挙」(一般学生で8位—留学生で4位)、「北海道新幹線開業」(9位—5位)、「(消費税の) 軽減税率」(11位—10位)があり、この3例では留学生側の認知順位が高かった。
- ④ 双方ともに認知度が低かったのは、「甘利明」(23位—47位)、「アルファ碁」(44位—29位)、「ゼップ・ブラッター」(48位—46位)などである。
- ⑤ 予想外に認知度が振るわなかったものでは、「慰安婦問題、日韓合意」(15位—8位)、「伊勢志摩サミット」(21位—22位)、「日銀のマイナス金利政策」(28位—27位)などだった。

(表-5)は、認知度順位を見いだすため、「1. はじめに」で示した①～⑤の選択肢に0～4点を単純配点し、全50項目につき「総得点」「一般学生(の得点)」「留学生(の得点)」を集計した。

一般学生の中に社会人入学者で30歳を超えた者が若干名いるが、構成比から見てほぼ学年相当の年齢とみて処理しても大きな誤差はない判断した。留学生の場合は、1年生だけでも27～19歳と幅があり、平均年齢は21.7歳である。このような年齢構成の違いが、社会的・時事的事項に対する認知度において、日本人である一般学生と留学生の間に大きな差異をもたらしていることは否めない。加えて、留学生の大多数を占める中国人学生が、メディアとしてのインターネット・SNSなど電子的情報ツールの利用経験において日本人の一般学生よりも多様な経験を積み、媒体としてのメディア利用に関しても、社会体制が異なる国から日本に留学したことで、より広範な情報空間に接触していることが窺える⁶。

6 「アンケート」「チェック」という2つの調査をした初回授業時のコメントシートで、中国人留学生が「4月1日に来日した留学生にとって、『チェック』項目の多くは無縁・未知の事柄だ。この講座を受講するのは間違いなのか」と書いていた。次回授業時に「そのような懸念(単位取得上の不利)は無用」と説明したが、2つの調査に応えながら登録を抹消した留学生がおり、そうした事情を知らずに新規登録した留学生も少なからずいた。

パソコンや携帯電話、スマートフォンに搭載されるメディア（情報媒体）としてのアプリは日々刻々と進化している。今日の調査結果と認識が明日には大きく変容し、学生を相手に教室で集約・把握した実態がいつまで有効な判断材料となり得るのか不明である。しかし、これら融通無碍なるメディアにニュース素材を提供する側の盟主とでもいべき新聞は、自らの情報伝達基盤を紙メディアに置いているがゆえに、今や、大学生の生活の中に存在することさえ難しい状況に陥っている。報道メディアとしての『新聞』の存在感は、大学生にとってはゼロに等しい。彼らの「新聞のない暮らし」が「現実社会への認識形成に歪みを来し」⁷ているのかどうか、それを確認することもまた目的の一つとして、授業を続けることになった。

4. 翌後の展開

4-1 熊本地震

揺れと恐怖感の直接的な体験がなかった「熊本地震」は、大阪で生活する学生にとっては、取り敢えずはメディアの中だけにある出来事だった。一連の調査では明確に確認できなかったが、友人との会話、家族から掛かってきた電話により、そこで初めて自分と関わりのある現実として「熊本地震」を認識したと窺える。俄かに直面した「熊本地震」、「九州の地震」という言葉の実体を確認するために、テレビやスマートフォンに頼り、その現実感を体感しようとした経緯がコメントシートから読み取れた。

学生のコメントは以下に示す3つの類型に整理できた。

① テレビが同じ映像を繰り返し流していたことについて、

「会社の枠を超えて役割分担してはどうか」

「資料共有とバランス……難しいけれど頑張れ」（中国人留学生）

② 映像取材が次第にエスカレートしたことについて、

「伝える使命か、目の前の被災者を助けるか」

「いいところを見せるより、支援活動をリードせよ」

「公众のための報道を望む。注目度ではない」（中国人留学生）

7 本稿「要旨」の記述。

③ 報道に接触した体験を記述する課題に答えた結果として、

「報道側のパニックを感じた。被災者第一の取材を」

「SNSにもテレビにも情報に偏りがある。幅広く迅速、簡潔に」

「報道の及ぼす影響と多様性が皆を救った。(報道は)全人類の保険だ」(中国人留学生)

これらをもって直ちに何らかの結論として整理できるとは言わないが、報道という社会の機能に対して、初めて意識的に接触した学生の直感として出てきた言葉である。テレビ・新聞がどれほどの要員を現地に送り込んで初動取材から継続的取材へ移行するのか、バックグラウンドで政府や遠隔地自治体が支援を組み立てる過程を取材する部隊など、一般的の目にはみえない部分については、解説を受けて初めて認識したに違いない。こうした知識を得たうえで、各社が同じ内容を競って取材し、同じ映像を繰り返し(テレビで)流す不効率な様相と、被災者を含めた取材を受ける側の負担を直観的に嗅ぎ取っている。これら学生のコメントを、マスコミは反省と自戒を促す直言として受け止めてもいいのではないか。

4-2 G7とオバマ大統領の広島訪問

「熊本地震」は、報道という機能が予告なき事態にどう動き、どう働いたかを見極める学習素材となった。次には、予告ある事態に対しての報道を対象とすべきだろう。

「オバマ大統領が広島を訪問する」と、5月10日に日米両政府が発表した。「マスコミ論」授業にとって、まさに渡りに船の展開である。16日の授業では、11日朝刊での大展開を読売、朝日の紙面イメージを軸に「見出し」の大きさと文言を辿って一面、総合面、社会面を一覧させた。「熊本地震」をも上回る大扱いが12日以降どう展開したのかに目を配りつつ、読売、朝日両紙の間にある差異にも注意を払った。

被爆地・広島は長崎とともに現代史上、特異な位置づけにある。その場所に、現役の米国大統領が赴く。その意義を理解するため、最初に原爆による急性死者の推定数(広島9万~16.6万人、長崎6万~8万人)を挙げ、ごく直近に関心を傾けたばかりの阪神大震災(6,434人)、東日本大震災(15,894人)、熊本地震(49人⁸)の死者数、さらには2008年に中国で起きた四川大地震(約8.7万人)の死者数と比較させた。

8 当日段階での計数値。後に50人と修正された。

翌週23日の授業では、目前に迫った主要国首脳会議の沿革を説明したうえで、「オバマ大統領の広島訪問」に対して、日米だけでなく諸外国の反応を伝える報道に注目し、①賛否の立場とその理由について、自分が理解したことをまとめよ、②オバマ大統領に同行する安倍晋三首相の言動について、自分の感想を述べよ、③前2項目を記述するために利用したメディアを挙げ、その長所と短所を記せ——とした3項目の宿題を与え、次回30日の授業時に提出させた。

出題者としては、「突発事態ではないのだから、その日に向かって記事を積み重ねていく新聞を読め」と言いたいところだったが、専ら見守ることにした。学生の情報取得行動がどう出るか、課題の①②もさることながら、主たる狙いは③への回答内容であった。

5月30日の授業は出席者97人中、83人が宿題を提出した。③に解答したのは73人であった。利用メディアを数が多い順に記すと、1-ネット(27人)、2-テレビ(26人)、3-新聞(14人)、4-SNS(2人)、5-週刊誌(1人)と記載内容不明(3人)であった。

ところが、「ネット」と書いた中には、「ネットで見るNHKニュース」「ネット上有る新聞サイト」が混在しており、用語と概念規定が極めて曖昧なことが一目で分かった。従って、ここに現れた数値は統計データとしては素直には扱えない。しかし、後日の追跡整理結果を加味すると、「携帯やスマホ」のニュース・サイト(ニュース・アプリを含む)が最初に接触する情報源であり、そこに読み取った文言の意味を確認するため、調べる道具としての「パソコンを使ったウェブ検索」、「テレビ視聴」、場合によっては「新聞」が利用されているようだ。こうして見ると、「テレビ」の26人という数値は、実際にテレビを見たと思われるが、「abemaTV⁹」との回答もあり、必ずしも通常想起するテレビ放送だけに限ることはできないようだ。当初の数値¹⁰から見ると飛躍的に数を伸ばした「新聞」も、実際の新聞に日ごと目を通したとも言えまい。実に多様なメディア環境が学生生活を取り巻いており、その実態を精密に調査すること自体が困難であることを痛感した。

9 スマートフォン向けのインターネットテレビ局。無料で視聴できる。2016年4月11日開局。

10 (表-1)、(表-2)、(表-3)参照。

ところで、①②の設問も興味深い結果をもたらした。「ニュースを正確に理解する」という意味では、設問①の「（オバマ大統領の広島訪問に対する）賛否の立場とその理由」を記述できるかどうかは重要なポイントとなるが、散漫な感想や印象記述と区別して、賛否の立場と理由を答えた学生は23人であった。その中には、「反対する理由が分からぬ」（1人）もあり、これは除外すべきであろう。

設問①で要件を満たす回答を書いたのは22人だったが、この他にオバマ大統領の行動に対する感想を主体に記述した回答が21人おり、計43人が内容のある回答をした。設問②では55人が安倍首相の言動に対する意見・感想を記入した。

6月6日の授業では、これらのコメントのうち、動作の主体としての「オバマ大統領」「安倍首相」を明記していない乱雑な記述を補い、ある程度整理した文章・フレーズに整形したデータを学生に配布し、「これらが取材で得られた生データであると見立て、その内容がよく似たものを抽出してグループ化し、いくつかの類型に区分けしてそれぞれに見出しを付ける」という一種の編集作業を演習として体験させた。

多様な意見を「見出し化」したうえで、どれを選び、どれを捨てるか、判断基準は何かを編集者の立場で考えるとともに、その果実であるニュース記事（の見出し）がマスコミュニケーションの最末端にいる読者・視聴者にどのように受け止められるかを体験的に理解することが目的である。

「取材の生データのすべてを無制限に発信するわけにはいかない」という制約の中で、「選び」「捨てる」という作業が、情報を少なからず誇張、矮小化する結果を招くわけで、そこに善意や悪意を働かせる余地、意図的な取捨選択が入り込む余地、これらを排除することができるかどうかを考えさせた。現実の報道現場に業務に従事する編集者が抱くであろうジレンマの疑似体験だ。

ただ一回の実験結果だったが、学生のコメントシートには、「情報操作」や「印象操作」など授業では提示しなかった言葉が現れた。こうした「操作」がマスコミュニケーションの現場で「しばしば起きている」と断言するものではないが、学生自身の体験の中からそのような言葉が出てきたというだけでも、学生のメディア・リテラシーに進化が芽生えたと考えておきたい。

ちなみに、オバマ大統領と安倍首相の言動に関して、「生データ」を処理した結果としてまとめた類型化の結果を例示しておく。

- A) オバマ大統領は誠実な人だ。
- B) オバマ大統領の広島訪問に反対する考え方が理解できない。反対しているのはアメリカ人だけだ。
- C) オバマ大統領は核のカバンを抱えて核廃絶を訴えた。
- D) オバマ大統領の抱擁もパフォーマンスか。
- E) 安倍首相は歴史的ないい仕事をした。参院選にプラス効果が大きい。
- F) 安倍首相は首相として当然のことをしてただけだ。
- G) 安倍首相がオバマ大統領を見送る姿は屈辱か敬意か。
- H) 安倍首相はオバマ大統領を政治的に利用した。
- I) 安倍首相の広島・長崎での過去の行動と今回の行動を比べ、人間性に疑問を抱く。
- J) 両人の声明は希望の灯、実現すれば平和が訪れる。
- K) G7が霞んでしまった。
- L) 太平洋戦争の責任が希薄になる。日本は被害者ヅラしていくてよいのか。
- M) 日米同盟を言う前に、沖縄と米軍の関係をどうする。
- N) 安倍首相も謝罪ではなく真珠湾へ行け。

プラス評価からマイナス評価まで実に幅広い考え方が網羅的に表れている。短い文言であり、厳密な論証を欠いた「キャッチフレーズ」（見出し言葉）であるが、それらの当否を授業中に検討課題としたわけではない。新聞を読んでいただけでは理解できない項目（例えばIの「人間性に疑問を抱く」）もあり、こうした記述はネットを通じて得たものと考えるしかない。

「キャッチフレーズ」「キャッチコピー」「ワンフレーズ」や新聞の「見出し語」などは、精密な論証や熟慮からほど遠い短絡的な括りの文言である。携帯電話やスマホ、パソコンの限られた画面から精密な論証・熟慮を読み取るのは難しい。新聞の朝刊・夕刊の一回分の単体記事で、過去の経緯を要約する記事が添えられていたとしても、過去から現在に至るペースペクティブを完璧に読み取ることは不可能だ。しかし、こうした惹句が読者の側に強い印象形成を迫る作用は否定できない。

課題③「前2項目を記述するために利用したメディアを挙げ、その長所と短所を記せ」への回答で、「ネット（のニュースサイト記事）」（メディアはパソコンやスマホ）

の長所として、「関連した過去記事へのリンクがあるので便利」とした回答があった。

加えて、ネットの「2ちゃんねる」やSNSのtwitterに関して、多くの学生が「根拠がない独断や偏見、ただの悪口など、信頼できない情報が多い」としながらも、「見ずにはいられない」と答えている。その理由を問うと、「一つの出来事、一つのニュースに対して、他人がどう受け止め、考えるのか、それらを知ることが楽しい」という答えが返ってきた。

こうした情報体験を提供することは、新聞にはまねのできない芸当である。所謂「投書欄」が用意されていても、そこに掲載されている読者の意見は、新聞社側の選別・取捨選択を経たものであり、偏った議論でしかないことは一目瞭然である。先述した「新聞を読んでいただけでは理解できない項目」はネットでこそ知り得た情報であろう。これに対して、新聞は過去の情報資産をただただ隠し持っているだけで、読者の欲求に手厚く答えようとの発想を持ち合わせてはいない。

4-3 究極のスピン・コントロール

「18歳選挙権」を定めた改正公選法の施行（6月19日）を経て、大学1年生の初体験となる参議院議員選挙（6月22日公示、7月10日投開票）である。続いて東京都知事選挙が控え、「マスコミ論」にとっては選挙報道における新聞の特性、優位性を解説して15回の授業を締めくくる段取りを固めていたが、またも突発事態で内容を変更せざるを得ない事態に陥った。

7月13日夜の「NHK NEWS7」が「天皇陛下『生前退位』の意向」「数年内の退位の意向 記者解説」を流した。NHKの独走であった。民放各局が一斉に後追い報道を始めたのはもちろんだが、翌14日の朝刊各紙一面は「天皇陛下 生前退位の意向」という白抜き大見出しが、「都知事選きょう告示」を片隅に追いやった。「生前退位」は二、三面の総合面から国際面、社会面見開きへと大展開し、超弩級の扱いであった。

これがNHKの“特ダネ”かというと、そうではないだろう。マスコミ各社が、知っているながら書けずにいたタブーともいいくべき＜忌みごと＞の封印を解き放ったに過ぎない。

一部の民放が「NHKは夜のニュースを前に、『重大ニュースを流します』と予告した」とコメントしたという話を聞いたが、それが事実なら、玉音放送を想起させる話である。正午の「NHKニュース」、午後1時の「NHK BS 列島ニュース」を除き、午後

2時と同6時、大相撲中継を中断した短いニュースは「NHK オンデマンド」に収録されておらず、民放コメントの真偽は確認できなかった。

注意したいのは、〈特ダネではなく独走であった〉という事実である。「天皇の生前退位」という用語自体は特異な文言ではなく、昭和天皇に関しては幾度もその用語をもって議論がなされた歴史がある。近いところでは平成17年に、昭和天皇の戦争責任に関して民主党の菅直人・前首相が民放局の報道番組で言及し、岡田克也・同党代表が都内大学での講演の際に、関連した発言をしたことが報道されている¹¹。

初報の「NHK NEWS7」が「生前退位の意向を示されたのは5年ほど前」と伝えたように、マスコミ界は▽宮内庁が平成21年に発表した陛下の負担軽減策▽同23年（11年11月6日）の気管支肺炎による入院▽同24年（12年2月）の心臓バイパス手術▽今年（16年2月末）のA型インフルエンザ感染——などの危機的な場面を経て、現在82歳である天皇と、87歳で亡くなった昭和天皇の健康問題を重ね合わせ、皇位継承に関する議論の変遷経緯も十分に心得たうえで、「生前退位」と「Xデー」問題を最大の取材テーマとして取り組んでいるのである。

だからこそ、新聞各社は14日朝刊から15日朝刊にかけて、溢れかえらんばかりの素材を紙面に盛り込んだ。そのほとんどは、予め用意していた原稿に最新の確認事項を付け加えたのである。それを裏付けるかのように、15日夕刊以降の関連報道はピタッと止んだ。

各紙を見ると、▽風岡典之・宮内庁長官「天皇陛下が具体的な制度について言及した事実はない」「天皇は憲法によって国政に関する権能を有しないと規定されていることを挙げ、陛下が具体的な制度に関する話をされたことはなく、退位の意向を同庁関係者に示したという事実もない」「陛下は憲法上のお立場から、制度に関する具体的な言及は控えられている」「務めを行っていく中で、いろんな考え方を持ちになるのはあり得ることだ」▽安倍晋三首相「様々な報道があることは承知をしている。そういう報道に対し、事柄の性格上、コメントすることは差し控えさせて頂きたい」▽

11 読売新聞東京朝刊「昭和天皇は終戦時『退位がよかった』テレビ番組で民主・菅氏」（2015年5月9日）、同「岡田代表が講演『昭和天皇は落ち着いたところで、次に譲るべきだった』」（2015年5月12日）

麻生太郎副総理兼財務相は「ご高齢ということを考え、非常に負担がかかるということであればどう対応していくかは政府で考えないといけない」「大正天皇の後半のころも昭和天皇が実質的にしておられた面がある」との公式コメントが記録されている。いずれのコメントもNHKの独走報道を非難することなく、むしろ天皇の意向を尊重し、追認しようとのニュアンスが滲み出ている。

読売新聞の記事では、▽自民党・谷垣禎一幹事長「全体の事情をよく聞かないといけない」▽細田博之・同党幹事長代行「陛下の意思を尊重して、国会で真剣に検討する必要がある。法改正が必要になるし、各党各会派で協議して、ご意向に沿う形で実現するのが望ましい」▽公明党・山口代表「政治の側でコメントするべきではない。今後の推移を冷静にみていきたい。極めて重要な地位であり、慎重に考えていくべきだ」▽民進党・岡田代表「陛下の思いをくみ取る形が望ましい」▽共産党の志位委員長「ご意向は報道されているが、確認できない。今の段階ではコメントは控えたい」▽自民党幹部「陛下のご意向を何よりも尊重すべきだ」▽自民党議員の一人「現在にとどまらず将来にわたる我が国のあり方に関わることなので、極めて慎重に対応すべきだ」▽公明党衆院議員「公務を一生懸命やられて、体調面でつらかったのだろう。生前退位はやむを得ない」▽民進党議員「天皇陛下のご訪問に元気づけられた被災者も多いはずだ」▽おおさか維新の会の馬場伸幸幹事長「政府は陛下のご意向に対応すべきだ。我が党も全面的に協力していきたい」▽日本のこころを大切にする党の幹部「現在の皇室典範でいいのか、憲法でいいのか。皇室の意向を尊重した上で、議論するべきではないか」——与野党幹部や匿名の政治家の声を集めたものだが、概ね安倍首相、麻生財務相の発言を僅かに補足、敷衍するのみである。唯一共産党の志位委員長が境外に身を隠してコメントを避けてはいるが、日本のこころを大切にする党の幹部は国会における次のステップを示唆し、この問題に関する政治的ベクトルが一瞬にして統一化されたように見える。

読売新聞は早くも14日朝刊で、「生前退位意向 与野党「尊重すべきだ」 国民的議論必要の声も」と打ち出し、15日朝刊では「天皇陛下意向 生前退位 議論求める声与野党内、慎重論も」と慎重論を絡ませながらも、「議論を求める声」と、「声」をもって具体的検討を迫っている。

この「声」が政界関係者に限定されるのか、一般国民の「声」をも含むのか定かでは

ないが、「少なくとも政界では、誰もが同じ方向に向かって動き始めた」という強烈な印象を読者に与えたことは疑いえない。

加えて「陛下ゆかりの人々の声」が各紙社会面を飾った。パラオでの元海軍兵士、阪神大震災・東北大震災・熊本地震の被災者たちは、厭うことなく同じ床に跪き、同じ目線の高さで話しかけてくれた陛下の人柄を慕い、労りの言葉を述べる。言葉少なく偽りのない数々の言葉は、政治的立場を担う人々の発言とは別次元の感動を読者に与える。

まさに、マスメディアが持つ機能が最大限に發揮されているわけで、NHKに一步踏み出させた「スピノ・コントロール」は、究極の域に達したといえよう。

「スピノ・コントロール」とは聞きなれない言葉だが、端的に言えば「情報操作」である。情報操作という言葉自体は広く知られているが、その意味するところは、「スピノ・コントロール」と同様に、ほとんど知られていないのかもしれない。

本稿で「究極のスピノ・コントロール」と表したが、「究極の」と冠したのは、①その作用が極限にまで達したという意味だけでなく、②「天皇」という存在を巧みに利用し、多くの日本国民の心理を決定的に方向付けたという意味である。こうした究極の情報操作に決定的な役割を担ったのがマスコミである。③マスコミ自身が、自らの所業を確と認識したとしても、もはや脱することのできない深みに陥ったという意味でも「究極の」スピノ・コントロールなのである。

かつての日本が日中戦争から太平洋戦争にのめり込んだ時期の“マスコミ＝新聞”が果たした役割を想起すれば、理解し易いのではないだろうか。参議院議員選挙の結果が出て、改憲勢力が衆参両院を通じて3分の2の多数を占め、都知事選の告示前夜になされた空前絶後ともいべき“情報操作＝スピノ・コントロール”をNHKが担い、次いで全マスコミが競い合うように加勢・掩護したのである。

行きつく先は何か。言うまでもなく憲法改正であろう。「生前退位」は必然的に皇室典範の改正を要求し、ひいては憲法改正にまで踏み込む要素を内包している。そして、「衆参両院の3分の2」は、憲法改正の発議に必要な勢力を表している。「生前退位」問題が出来する前段階では、「憲法改正」は主として憲法9条の改正が主目的だとして理解されていた。

筆者は憲法改正を否定するものではないが、必要かつ十分な議論がなされるべきだ

と考えている。しかし、ここにきて、日本国民が直面する「憲法改正」論議は、日本国憲法の第一章（天皇）と、第二章（戦争の放棄）が抱き合せとなつたくセットの論理で括られることとなる可能性が大きい。

そうであるならば、日本国民の大多数が共感を寄せる「天皇」問題と、現状でさえ議論が二分している「戦争の放棄」問題が同列に置かれるこの危うさを思わずにはいられない。「一に同意し、一に反するのであれば、あたかも非国民であるが如きの誹りを受けるのではないか」という懸念である。この懸念と、懸念が生じる余地ありと感じることを、筆者は杞憂だとは受け止めていない。これまでに見てきた日本のマスコミの状況に照らせば、甚だ心許ない状況にあると痛感せざるを得ないのである。

4-4 新聞を読まない大学生に対して

「新聞を読まない大学生」という提題には、「新聞を読むべきだ」との指導や提言が背後に潜んでいた。しかし、ごく一例ではあるが「オバマ大統領の広島訪問」を契機に把握した学生のメディア利用の実態と情報収集の現実を見る限り、かつてのような「新聞の優位性」を推すことができない。「天皇の生前退位」問題では、マスコミの「マス」であるが故の脆弱さと、「コミュニケーション」伝達の破壊的な影響力をテレビ新聞に見て、言葉を失った。「新聞に書かれていない情報を読み取るために新聞を読め」と言うのが正解なのかもしれないが、あまりにも頓珍漢な矛盾表現である。

それにしても、考えるべきは報道の質である。学生は編集疑似体験を経て、「情報操作」や「印象操作」という忌むべき「情報の変質」が生起するメカニズムについて考えた。「世論調査」をテーマとして、「編集された情報」から「真の情報」を読み解けるか、「真の情報」が果たして存在するのかという問題にまで踏み込んだ。他方で、「EU離脱」を決めた英国の国民投票から、ポピュリズムをコントロールできない民主主義の脆さを知った。

それらは、報道という社会的機能が健全に維持されることの重要性と困難性への覺知である。メディア・リテラシーを学ぼうとする学生は、頼るべき情報を選び取る技術をより一層磨かねばならない。

II. 記事を書かない新聞記者

1. はじめに

筆者はかつて新聞社に身を置き、長らく記者として過ごしたが、現在もなお一記者の気分を拭いきれずにいる。後輩たちにしかるべき引き継げばよいのだが、人徳至らぬこともさりながら、引き継ぎを受けた相手が新聞社内で立ち往生しかねない現実を見るにつけ、わが身で背負わざるを得ないと諦念を抱くに至った。表題に即せば、彼ら後輩たちは「記事を書けない、書かせてもらえない」記者ということになろうか。読者の側からいえば、「書かない」も含め、結果は同じである。警察・検察・司法権力に対して記者がどのように阿リ、自ら筆を控えるのか、その実態を知ることが本章のテーマである。

2. 銃砲刀剣類所持等取締法違反事件

2-1 判決公判と報道

平成28年5月9日、奈良地裁葛城支部で判決公判（平成26年（わ）第92号、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件）があった。

傍聴希望者は抽選を経てバッグの中身を検められ、金属探知機を潜って法廷に入る。傍聴席は7枚の透明アクリル板で隔てられ、4人の廷吏が四隅に陣取り、一定時間を置いて交代する。過剰とも思える警備に加え、記者と法廷画家、私服警官が大半を占める傍聴席の奇妙な息苦しさがこの裁判の異様さを物語っている。

判決主文は「被告人を懲役4年に処する。未決勾留日数中490日をその刑に算入する。」であった。ここでいう「被告人」については逮捕・起訴前、判決確定後を通じ、仮名として「被告人」で通す。

翌10日付朝刊各紙¹²は、

- ▽ 「『泳がせ捜査』否定／拳銃所持／大阪府警協力者有罪／奈良地裁支部」（読売）、
- ▽ 「『府警の承認ない』／拳銃所持の男有罪／奈良地裁支部／泳がせ捜査認めず／（別項）『説得力欠く』指摘も」（朝日）、

12 筆者が確認したのは読売、朝日、毎日、産経、日本経済新聞の大坂発行版と、共同、時事通信のインターネット速報。

- ▽ 「自宅に銃／懲役 4 年判決／『捜査協力で所持』認めず／奈良地裁支部」（毎日）、
- ▽ 「拳銃所持『捜査協力』認めず／懲役 4 年／大阪府警の対応に苦言／奈良地裁支部」（産経）、
- ▽ 「『捜査協力者』銃所持で実刑／大阪府警の承認『認められない』／地裁支部判決」（日経）、
- ▽ 「『捜査協力者』の被告に懲役 4 年／無罪主張の拳銃所持、奈良」（共同）、
- ▽ 「大阪府警元協力者に懲役 4 年／『拳銃所持承認』認めず／奈良地裁支部」（時事）――いずれも最大 3 段見出しであり、取材態勢の大仰さとは裏腹な扱いである。

判決は大筋において、証人出廷した大阪府警の 2 警官（警視、警部）の法廷供述について「(両人が) 通謀して供述を一致させる可能性は否定できず」¹³とするなど徹底してその証言の信用性を否定し、検察官の主張をさえも「その前提に問題がある」¹⁴として排斥した。

被告人に対しては「本件取引後も A¹⁵に対して、本件取引関係者等についての情報を伝達していた可能性、ひいては、本件けん銃等を元被告人方に保管していることを報告していた可能性については、これを完全に排斥することはできないものと解される。しかしながら、被告人に真正なけん銃等を保管させて、その取引関係者らの検挙につなげるという捜査手法を行っていたとすれば想定し得るような大阪府警の捜査態勢（被告人と警察官との連携態勢等）が認められない」¹⁶とし、検察官による「そもそも、一般人が違法取引に関与することに関して警察が了承を与えることはあり得ない」¹⁷などと言い募る“そもそも論”を排したうえで、被告人が銃器類を所持していた事実だけを捉えて罪とした。

これが「『泳がせ捜査』否定」という見出しになるのだが、この判決に現れた倒錯し

13 同判決文22頁。

14 前同21頁。

15 被告人を捜査協力者として正式登録し、運用していた大阪府警捜査四課の情報班担当警部。本事件で証人出廷したキーパーソンだが、大阪府警捜査四課長の上申書を受けた検察官が裁判所に働きかけ、終始仮名扱いになった。

16 同判決文34頁。

17 平成27年3月30日、検察官真鍋敦史の論告（1回目の論告）

た論理は、各紙記事からは読み取れない。

事件を捜査したのは、見出しに登場する大阪府警ではなく奈良県警である。奈良県警もまた違法収集証拠を争点として防御に立ったが、記事中での存在感は極めて希薄である。

報道陣の関心は、「大阪府警が捜査協力者に拳銃所持を認めた」という被告人主張への判断にのみ集中し、量刑の多寡にはさほど関心がないようにみえた。

産経の「大阪府警の対応に苦言」は、「苦言」という見出し語自体がおざなりな表現であり、裁判所による捜査批判の内容を正確には伝えていない。「府警の対応」なるものを明瞭に書かず、府警・刑事総務課長の正式コメントに先立って、「事案の性質上、十分に説明できない部分もある。(捜査員の証言が)厳しい見方をされたのは、やむを得ない」とした匿名府警幹部の打ち明け話を弁解として記載した。裁判所の苦言が大阪府警への直接的な断罪ではなかったことを隠れ蓑として、判決の本質から目を背け、さらには、自らが取材対象として日々接する府警への忖度を読者にまで押し付けるような一種の印象操作を加えており、極めて不誠実な記事である。

他紙の見出しあは何をか言わんやだが、朝日が別項を立てた「『説得力欠く』指摘も」は、誰に対する誰の指摘なのかが全く読み取れない欠陥見出しである。その本文内容については、判決内容を検討したのち、改めて触れる。

2-2 判決内容

判決文を引用する。罪となるべき事実は、「被告人は、法定の除外事由がないのに、平成26年5月2日、大阪市浪速区=以下略=(以下「元被告人方マンション」という。)702室の当時の被告人方(以下「元被告人方」という。)において

1. 回転弾倉式けん銃1丁(奈良地方検察庁葛城支部平成26年検領第147号符第2号)をこれに適合する実包21発(同領号符=以下略=)と共に、自動装てん式けん銃1丁(口径0.38インチ。同領号符=以下略=)をこれに適合する実包8発(同領号符=××以下略=)と共に、自動装てん式けん銃1丁(口径0.22インチ。同領号符=以下略=)をこれに適合する実包16発(同領号符=以下略=)と共にそれぞれ保管して所持した
2. けん銃実包15発(同領号符=以下略=)を所持した(以下、前記1記載のけん銃3丁を「本件けん銃」といい、本件けん銃及び前記1、2各記載の実包合

計60発を併せて「本件けん銃等」という。ものである）」（=以下略=は筆者）である。

裁判の争点は、

- ① 被告人の本件けん銃等の所持が正当業務行為（刑法35条）として違法性が阻却されるかどうか、
- ② 被告人が違法性の意識を欠いており、そのことについて相当な理由があるため、故意が阻却されるかどうか、
- ③ 本件けん銃等が違法収集証拠として証拠能力が否定されるかどうか」
——の3点であった。

争点①は各紙が見出しで言うところの「泳がせ捜査」に該当する。判決文は「泳がせ捜査」という用語は使わず、「ライブ・コントロール・デリバリー」という語を用いている。本来、「ライブ・コントロールド・デリバリー」と表記すべきだが、

- ・ 「仮にそうであったとすれば、大阪府警」は「～態勢をとるはず」、「～万全の態勢を整えるであろう」¹⁸、「(その) ような状況はうかがわれない」¹⁹とし、
- ・ 「大阪府警の対応は、前述したような捜査手法の下でけん銃が移動する際にとるであろうと想定し得る捜査態勢等から考えると、けん銃等の所在を掌握してその拡散を阻止するために必須の要素を欠いたずさんな対応といえるのであり、捜査機関が被告人の供述するような対応をとるとはにわかに信じがたいというべきである」²⁰と述べ、
- ・ 被告人の供述について「不自然なものといえる」「通常は考え難い」²¹、「疑問が残る」「大阪府警における捜査態勢等において、緊張感に欠け、ずさんな内容がみられる他、あいまいな点も含まれているなど、総じて不自然かつ不合理といえる」²²——

18 同判決文28頁。

19 前同29頁。

20 前同28頁。

21 前同29頁。

22 前同30頁。

として、その用語が意味するところの捜査態勢が取られたとは認めなかった。

「泳がせ捜査」か「ライブ・コントロール（ド）・デリバリー」かの判断について、筆者は平成27年3月、本裁判がいったん結審した後に発表した雑誌記事²³で「『おとり』となるべき警察官の代役として銃器売買に関与したとみるべきではないか」²⁴と指摘しており、「泳がせ捜査」と「ライブ・コントロール（ド）・デリバリー」のどちらにも該当しないという意味では、拙稿と今回判決は同見解である。

ただし、拙稿末尾に「『（銃器売買を）行動確認で流す』と赤石（被告人の仮名）が聞かされた言葉が真実ならば、それが酔った警部²⁵の戯言なのか、府警捜査四課の組織的判断なのか、あるいは捜査の専門家がエス²⁶一人をコントロールできなかつた言い訳だったのか。やがて言い渡される判決が、事件の真相を解き明かし、犯罪捜査の公益性に光明をもたらすことを期待して、この稿を結ぶ」と書いたように、「通常は考え難い」「ずさんな対応」「にわかに信じがたい」捜査が、酔った警部の独り相撲の如くに行われたことを証拠上確認することができなかつたが故の判決であり、「犯罪捜査の公益性に光明をもたらすこと」への期待は裏切られたことになる。²⁷

争点②は、「捜査協力者」という被告人の立場を問うた。判決は被告人主張の一部を認め、一部を退けたが、大阪府警の対応について、「けん銃の動向に関する調査なし捜査の徹底にあいまいさがうかがわれる」「迅速かつ組織的な対応をとっていたのかが見出し難い」「関係の警察官証人らが詳細な事情を供述していない」「直ちに被告人のみを責められない側面もある」とし、極めてもどかしげな文言を連ねている。

本事件は奈良県警が押収した「本件けん銃等」を被告人が所持していたとする銃砲刀剣類所持等取締法違反事件である。通常の市民感覚であれば、銃器類の入手先や譲渡先を警察が徹底捜査すると信じるところだが、本事件は同じ罪名になってはいるが、最初の逮捕事件については20日間の勾留後いったん釈放し、ただただ所持していただ

23 拙稿「大阪府警「スパイ」の告白 拳銃売買「おとり捜査事件」の闇」『新潮45』平成27年4月18日発行。93~103頁。

24 拙稿102頁。

25 註14の大坂府警捜査四課・情報担当警部。

26 捜査協力者を意味する。警察世界での隠語。

27 拙稿103頁。

けの事実をもって求令起訴（プラス起訴後勾留）とした経緯²⁸がある。

こうした手続きに加え、拳銃入手や譲渡の経緯を解明することを放棄した捜査方針は、ひとり奈良地検が判断したのではないようである。あくまでも伝聞だが、奈良県警・地検と大阪府警・地検を管内に置く大阪高検検事長が関与し、裁判所もその方針を受け入れたことが、公判前整理手続に先立つ進行協議の場でのやり取りに窺える。結局、被告人を正式な捜査協力者として運用していた大阪府警に対して奈良県警は一切の捜査を放棄したことにより、裁判所が指摘した事項に関しては、何らの証拠も存在しないという結果を招いた。裁判所の指摘もまた法曹三者による暗黙の了解の下での、おざなりな台詞に過ぎないのでないだろうか。

仮に、奈良県警が大阪府警刑事部捜査四課を強制捜査（捜索差押）したならば得られたであろう証拠物は、「関係の警察官証人らが詳細な事情を供述していない」²⁹という法廷証言の向こう側に隠蔽されたままである。このような捜査が国民一般の承認ないしは共感を得られるであろうか。

争点③は違法収集証拠についてであり、通信傍受が最大の問題点であった。奈良県警が被告人宅を捜索した際、捜査員が「大阪（府警 筆者註）と何かやつとったやろ。今日も電話で話しどるやないか」³⁰と被告人に話しかけた事実に基づく指摘だが、判決は「中村供述³¹に照らすと、仮に警察官がそのような指摘をしたとしても、それは前記通話履歴に基づくものとして了解できるのであるから、被告人に対する通信傍受がなされていたことを推知することができるという弁護人の主張は採用できない」と一蹴した。問題の本質は、事前の通話履歴取得の事実ではなく、「今日も電話で」云々の発言が「当日午前中の通話記録が同日午後、被告人宅に踏み込んだ捜査員のもとに届いていた」と解し得るかどうかなのだが、判決はこの部分には触れていない。

筆者と被告人の間には二十年来の交流があった³²。被告人は接見禁止が解けた平成

28 拙稿101頁。

29 同判決文46頁

30 拙稿99頁。

31 平成27年2月2日に証人出廷した奈良県警樞原署刑事2課勤務中村安宏巡査部長（当時）の供述。

32 拙稿94頁。

27年3月4日以降、面会と書簡を通じて、「『ゴールデンウイーク中に遠出をするなら、自宅保管の銃器を府警が預かる』とA警部から申し出があり、数日前から受け渡し方法を協議していた。奈良県警が自宅に踏み込んだ5月2日の午後、自分が外出した後にA警部がマンション一階の郵便受けに隠した鍵を使って被告人宅に入って銃器を引き上げる、との手筈を決め、当日午前中に最終的な確認の為、A警部との間で2回の電話連絡をした」と筆者に訴え、「弁護人にもその旨を説明して公判廷で主張したいと要請したが、『公判前整理手続で提示しなかった主張を持ち出しても、後出しジャンケンとみなされるだけだ』として拒絶された」と申し述べていた。

刑事訴訟法316条32は「やむを得ない事由によって公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつたものを除き、当該公判前整理手続又は期日間整理手続が終わつた後には、証拠調べを請求することができない。」としている。弁護人の説明は筋が通っているが、「初公判に証人出廷したA警部の顔を9か月ぶりに見て、その証言を聞いたことにより、過去の経緯を思い出した」と言う被告人の言葉にも一理があるように思えるのだが、被告人のこの主張は法廷に出ることはなかつた。刑訴法にいう「やむを得ない事由」がどの範囲までを想定するのか、制度運用後まだ日が浅く、判例が少ない中、法廷に問う意義は十分にあったのではないかと筆者は考える。

2-3 量刑の理由

次いで、量刑の理由を検討したい。

1. (略) 犯行に至る経緯・動機についてみると、被告人が、元被告人方³³で本件けん銃等を保管して所持するに至った具体的な経緯については、前記(争点に対する判断)のとおり、その詳細は不明といわざるを得ない。この点について、前記のとおり、被告人がけん銃取引に捜査協力者として関与したことなどからすれば、被告人自身に本件けん銃等を使用する意図があったとは認められないけれども、他方で、自らの意思に反して本件けん銃等の所持を余儀なくされた、あるいは、本件けん銃等を所持する高度な必要性があつたとも認められず、結局、被告人は、安易かつ軽率な考え方で本件犯行に及ん

33 被告人の元自宅という意味である。

だものと評価できる。

2. また、被告人は、前記のとおり、銃刀法違反（けん銃及び実包の譲渡）を含む罪による累犯前科がありながら、本件犯行に及んでいる上、本件取引でけん銃等の検品役を担うなど、法禁物であるけん銃や実包に対して強い親和性を有しており、この種事案についての規範意識の鈍麻がうかがえる。／さらに、被告人は、大阪府警の承認のもと、捜査協力の一環として、本件けん銃等を所持していたなどと述べて、自己の行為を正当化しようとしており、本件犯行に及んだことに対する真撃な反省の態度を見出すことができない。／以上からすれば、被告人の刑事責任は重い。
3. 他方で、被告人からけん銃取引に関する情報提供を受けていた大阪府警の対応についてみると、本件取引に関し捜査協力者である被告人に対する継続的な事情聴取の有無等、けん銃の動向に関する調査ないし捜査の徹底にあいまいさがうかがわれるところであり、取引にかかるけん銃等の一般社会への拡散防止の観点からして、どこまで迅速かつ組織的な対応をとっていたのかが見出し難いといわざるを得ないものがある。そうすると、関係の警察官証人らが詳細な事情を供述していないことを考慮に入れても、本件犯行に至った経緯については、直ちに被告人のみを責められない側面もあるといえ、この点は、被告人の量刑を定める上で一定程度被告人に有利に斟酌するのが相当である。／さらに、被告人が、1年半程度の期間、大阪府警に対して、暴力団関係者に関する情報を提供するなどして犯罪捜査に一定の貢献をしていたこと、本件での捜査段階での取調べや公判廷において、取引関係者の人定に関する事項などを供述したこと、二度とけん銃に関わらない旨誓っていることなどの被告人にとって酌むべき事情も認められる。
4. 以上みた事情のうち、本件犯行の態様、実包の数が多数にのぼることや、被告人の前科関係からすれば、被告人に対しては、法定刑の下限程度の刑が相当とはいはず、本件に至る経緯などの諸事情をも考慮して検討した結果、主文の刑を科するのが相当であるとの判断に至った。／よって、主文のとおり判決する。

以上の趣旨を各紙の報道が正確に伝えただろうか。筆者が読む限り、裁判所は被告人の主張を完全否定したわけではなく、拳銃6丁の銃器類が売主から買主へ譲渡されたことに関しては被告人の捜査協力を認め、それらが再び被告人の元に戻ってきたこと、うち3丁が再度買主を経由して流出したこと、残り3丁が被告人宅に残り、これを被告人が保管・所持していたことに合理的な理由が見いだせないことから、致し方なく「懲役4年（求刑同7年）、未決勾留日数中490日をその刑に算入」の量刑をもって是とした。

「捜査協力のさなか、買主から思いがけなく持ち込まれた銃器類の受け取りを拒めば怪しまれる」「いったん預かって買主に対して小出しに引き渡せば、府警の捜査がしやすくなる」と被告人は主張したが、これを認める積極的な証拠がないことによる有罪である。

2-4 報道の実態

筆者は元事件記者で、本事件の被告人とは長い交際があり、大阪府警に対する被告人の捜査協力に関しても、1年以上もの長きにわたって報告を受けていたという極めて特異な立場にあったが、現在は一市民に過ぎない。公判と報道という公表情報に接することしかできない市民の立場をもって、報道に対する疑問点を列挙したい。

- A) 「被告人が、元被告の方で本件けん銃等を保管して所持するに至った具体的な経緯については、前記（争点に対する判断）のとおり、その詳細は不明といわざるを得ない」とあり、そもそも銃器取引（拳銃6丁と実包多数）に対する捜査がなぜ行われないのかとの観点に立つ報道がない。事件発覚により関係人が証拠隠滅を図ったに違いないとして諦めるのは、奈良県警・大阪府警を問わず、日本警察としての怠慢である。
- B) 「被告人は、前記のとおり、銃刀法違反（けん銃及び実包の譲渡）を含む罪による累犯前科がありながら、本件犯行に及んでいる上、本件取引でけん銃等の検品役を担うなど、法禁物であるけん銃や実包に対して強い親和性を有しており、この種事案についての規範意識の鈍麻がうかがえる」とあるが、だからこそ大阪府警が被告人を捜査協力者としたのである。警察による誘いがなければ、被告人は銃器関係に関わることなく過ごしていたかもしれないのに、銃器摘発という手柄欲しさに、一私人である被告人を犯罪者の道に引き戻した大阪府警の倫理観を問わ

ずに済ませられるか。

- C) 判決を報じた朝日新聞記事は「府警のある幹部は『不自然な点はない』と弁解する。『けん銃の流通に細かく口を出せば、警察が取引を指示したことになりかねない。警察との関係が発覚すれば被告は生命の危険にさらされる』／ベテラン捜査員は、今は協力者を得にくい時代と漏らす。『昔は取り調べで関係を作り、釈放後もつき合って情報を入手した。金絡みの関係はもなく、今回のように関係を暴露される恐れがある』と書いている。府警幹部の弁解だけを伝え、背後の真相に踏み込む姿勢がない。ベテラン捜査員のコメントは「警察協力者は最後まで口をつぐめ」という脅迫とも読める。「金絡み」云々は、本事件の被告人に対する陰湿な誹謗であるばかりか、名誉・信用棄損ではないだろうか。「犯罪者を更生させず、犯罪者のままで飼い殺しにするのが上策だ」といわんばかりの刑事の暴言を、無批判に掲載する新聞の姿勢が“警察べったり”と非難されても致し方ないのではないか。
- D) 警察・検察と報道の間に、持ちつ持たれつの癒着関係があることを、一般市民は敏感に感じ取っている。「水に落ちた犬だけを叩き、権力の中枢にまでは踏み込まないのが日本の報道だ」と、公然と語られるようになっても報道は生き延びられるのか。

3. 裁判制度

本事件が一般に発覚したのは、平成26年5月23日の起訴に伴う奈良県警の発表を受けての報道である。被告人（起訴前段階、判決確定後も被告人で通す）が大阪府警から最初の50万円を受け取った平成25年9月18日の経緯、銃器類6丁の取引があった平成26年2月23日のおとり捜査の実態を、筆者はいずれも即日、被告人の来訪や電話連絡で事実関係を知った。このような特異な立場で裁判に臨んだ筆者の目で、事件を振り返る。

3-1 裁判取材に入るまで

被告人は平成26年2月23日午後、売主である東京の暴力団員ら2人と大阪市内のホテルで会い、銃器・実包の見分役として仲立ちして銃器取引を成立させた。ホテルの外で待つ買主に被告人が銃器類の入ったザックを引き渡した時点で全取引が完了した。

ただし、購入代金を被告人が建替えて売主に支払ったといい、外形的には売主と被告人の間での売買と、被告人と買主の間での銃器譲渡である。

被告人は「コントロールド・デリバリー」だと説明したが、府警の捜査体制を尋ねると、「現場に臨場したのが運用者である捜査四課の警部一人、予備的に設定した取引場所に警部の“若い衆”数人が配置されたようだが姿を見ていない」と言い、胆を冷やした。

まつとうな計画捜査かどうかを食い下がって尋ねたが、被告人は曖昧に「キッチンとやってくれていると思う」と言うだけであった。まかり間違えば被告人が買主であり、次に売主になったと認識されるのではないか。「府警の捜査状況を知る限り報告してくれ」と要請したが、不安は消えなかった。

この種の捜査では、警察が関係被疑者の検挙に着手する際、協力者である被告人をどう扱うかが必ず問題になる。捜索差押許可状を裁判所に請求する際、被告人の供述調書を作成するかどうか、実名を出すのか虚偽調書とするかがまず問題となる。

関係者を逮捕すれば、どこかで必ず被告人の名前が出る。被告人を被疑者として逮捕するかどうかが第二の問題である。逮捕して微罪処分で釈放するか、身柄を検察庁に送って起訴するのか、ここでも判断に苦しむはずだ。協力者もろとも処罰すれば、協力者への裏切りとなる。見逃せば、関係被疑者が被告人を疑い、報復が予想される。どう転んでも違法な操作・工作をしないと被告人を救うことはできない。警察にとっては危険極まりない展開となる。A 警部も被告人も、そうした事情を承知の上で関係を結び、大阪府警もこうした事情を把握したうえで、被告人を警察協力者として正式登録したのである。

被告人が兵庫県警の捜査協力者であった20年も前からの接触で、被告人は数々の事件を現在進行形や過去形で聞かせてくれた。筆者にとって被告人は貴重な取材協力者であり、警察の暗部を映す鏡でもあった。鏡が拾った仄暗い光を世間に投げ返すのが筆者の任務である。

被告人から得た情報のいくつかを筆者自身が取材して記事化したことがある。その際も情報源を伏せたり置き換えたり、さまざまな小細工を施して成果にたどり着くのだが、法に触れるようなことをまでする必要はなかった。そこが警察捜査とは決定的に異なる。

筆者が取材現場から離れた後、この種の情報を同僚や後輩に提供したこと也有ったが、際どいネタを果実に結び付けるのは極めて難しいようだ。

警察が無理な作業を行えば必ず違法行為が伴う。それを糊塗するためにより多くの違法行為に手を染めることになる。しかし、そうしなければ実績を挙げることはできない。最後には警察の威信を守る為、人身御供を仕立て、組織ぐるみの違法行為を個人の非行にすり替えて闇に葬る。救いのない事態が幾たび繰り返されたことだろうか。

これが経験則というのだ。被告人からの連絡が途絶えたころ、被告人の前刑事件（銃刀法違反、警官への贈賄などで懲役8年）を担当した弁護士から、「奈良県警に逮捕された」と聞いた。「なぜ奈良県警に？」「協力中の事件と関係があるのか、まったく別の事件なのか？」——訳が分からまま謎解きを始めることになった。

被告人は平成26年5月2日に逮捕された。常識的には「銃器等3丁所持の男逮捕」の見出しに「同署（課）は銃器の入手先を厳しく追及する」との決まり文句で結ぶ記事が掲載されるはずだが、見かけることはなかった。5月23日の起訴時点ではようやく警察発表があり、記事の本文は「23日までに逮捕、起訴した」のスタイルであった。しかし、続報がない。常習累犯窃盗事件などでは「余罪を追及する」が定型だが、「1丁で懲役3年、適合実包が付けばプラス2年」と言われるまでに重罪化した銃器事件で、このスタイルは珍しい。しかも、奈良県地域版掲載の目立たない扱いである。大阪在住の読者が見落とすのは必定である。

3-2 公判前整理手続と期日間整理手続

本事件は通常の裁判ではなく期日前整理手続となった。前時代の記者にとっては、この手続きは初体験の領域である。新しい弁護人と接触し、情報交換するとともに主張関連証拠の開示請求にも関わったが、弁護人と検察官の間でのレスポンスは1か月おきという緩慢なペースで、半年余を経てようやく初公判にたどり着いた。

初回は大阪・奈良の3警官に対する尋問である。第二回の被告人質問、第三回の論告と弁論をもって結審、次は判決だという。当事者が発言できるのは、僅かに2回だけである。実質的な攻防は整理手続という密室で行われ、取材記者や第三者がその内実をつかむのは極めて難しい。

弁護人は、△事実認定に関わる拳銃保管の経緯につき①被告人の携帯電話（3台）の受発信記録②全携帯電話（LINEを含む）とパソコンのメール受発信と通信内容、

▽違法収集証拠に関する③通信傍受の記録・報告書、④内偵段階での捜査報告書、⑤本部長指揮事件の事件指揮簿、⑥取調べ小票、⑦警察・地検の協議報告書——などを開示請求したが、⑤⑥⑦については裁判所が開示命令請求を棄却し、③については、検察側が「存在しない」として突っぱねた。

この段階で、弁護人と被告人の関係が、弁護士と契約運転手という極めて親しい間柄にあり、弁護人が被告人の性格や行動様式を知り過ぎているという特殊性があること承知してはいたが、知り過ぎているが故の思い込みや判断が、被告人に対して事実経緯を綿密に確認する作業がおざなりにしたのではないかという疑念にまではなかなか結びつかなかった。ましてや、先述の“法曹三者のおざなりな出来レース”を想起することは、この段階では及びもつかなかった。

期日間整理手続に入った後、①②の資料が拘置所発の郵便で被告人から届いた。電話とメールの初受信記録は、被告人の全生活を日時・分秒刻みで再現する客観資料である。通話相手の電話番号と開始・終了時刻、メールの時刻と相手方アドレス、通信データ量を印字した紙資料をいったん PDF ファイルに取り込み、OCR テキスト認識機能を使ってテキストデータに置き換える。OCR テキスト認識は非常に便利で効率的な機能だが、認識結果は完璧とはいはず必然的に文字化けが出る。「バグ潰し」と呼ばれるようだが、丹念に文字化けを修正し、csv ファイルを経て EXCEL データに変換する。これを時系列で整序することで、ようやく「被告人の全生活を日時・分秒刻みで再現する客観資料」が完成する。

出来上がりまでに、整序した EXCEL 資料を拘置所の被告人に送り返し、電話番号とメールアドレスの人定確認をする作業が必要であった。作業を反復継続しているさなか、筆者と被告人の間の資料交換が弁護人に伝わったらしく、「いったい何をしているのか。そのような作業はこちらでもやっているので、余計なことはするな」との抗議が突き付けられた。

「今更何を」であるが、筆者にも実相が見えてきた。この作業は証拠開示された後、直ちに取り組むべきだったのではないのか。完成資料を持たずに公判前整理をどう戦いすすめたのだろうか。記憶の流れを確認し、欠落した記憶を呼び戻すことで、被告人は容易に A 警部や関連する警察官、税関関係者とのやりとりを思い出すことができたはずだ。

A 警部と法廷で再会して初めて思い出したという逮捕当日の通話事実は、少なくとも公判前整理手続の早い段階で思い出せていたに違いない。被告人と弁護人の間にある齟齬、これが両者の関係を険悪にした原因ではないか。ここに至ってようやく“法曹三者の出来レース”が見えてきた。

警視庁元警視が書いた小説³⁴に、「<紙焼きをスキャンしてOCRでデジタル文字に変換する作業をしなければならない>なぜなら、<警察による証拠隠滅や変造を防止するための措置だが、解析には膨大な時間がかかる>」というくだりがある。彼らも筆者と同様の作業を強いられているのだ。警察からの捜査照会に、処理しやすいデジタルデータを渡さないのは、電話会社側の信用保全策だろう。ならば、押収したパソコン、携帯電話、スマートフォンの画像記録はどう扱われたのだろうか。

被告人は「買主が持ち込んできた拳銃6丁の銃器類をスマートフォンで撮影し、画像データを自分のパソコンにメール送信し、プリントアウトしてA警部に渡した」として、銃器類の自宅保管を大阪府警が承認したと主張したのだが、その主張を裏付ける証拠はないとされ、裁判所は被告人の主張を認めることはなかったが、ここには大きな疑惑が残ったままである。

奈良県警が被告人宅から押収した機器類に保存されていた電子データは、第三者の関与がないまま警察サイドで解析され、証拠として裁判所に提出された。警察にとって都合のよいデータだけを拾い出し、不都合なデータは消去・抹消して、その痕跡を消し去ることができたのではないかという疑惑である。

押収機器類は起訴後5日目に還付された。弁護人は還付後に証拠保全措置を取らず、機器類を無造作に保管していたようだが、期日間整理手続きに入った段階で、漸く被告人の要請を容れて機器類が解析に出された。大阪地検特捜部の検事が改ざんしたフロッピーディスクを解析した実績を持つという、デジタルフォレンジック（電子鑑識）に通暁した業者³⁵が受託したのだが、結果として、目的の画像は発見できなかつた。

34 『ヒトイチ 警視庁人事一課』濱嘉之、講談社文庫201頁。

35 AOS リーガルテック株式会社 <http://www-aos.com/> %E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E6%94%B9%E3%81%96%E3%82%93%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E4%BA%8B%E4%BE%8B/ 2016年7月1日閲覧。

業者が作成した報告書は、スマートフォンに関して「削除データは、ファイルが上書きされていたりその他の手段により人為的に完全に抹消されていましたりしていない限度において復元するものですので、これらの写真は上記の何らかの理由により復元できない状態になっているものと思われます」とし、パソコンに関しては「内蔵の記憶装置である SSD が相当老朽化していたため、通常の読み出しが可能な HDD を作成したのですが、2013年6月以降のメールはほぼ読めない状態になっていました」と書いている。

被告人はスマートフォンのカメラやパソコンに格別の知識を有しているわけではなく、ごく一般的な使い方していたと推測される。もし、自身で撮影画像を消去していたとしても、完全なデータ抹消ができたのかどうか。SSD を搭載したパソコンは、検索・押収時に起動中で正常に使用できていたというのだが、いずれに信を置くべきか疑問点が多い。

弁護人はこうした疑問を最終弁論³⁶で提起したが、判決文がこの部分に格別の注意を払った形跡はなく、「削除された可能性のある29枚の画像の内容は証拠上判明しない」「画像が本件携帯電話で撮影されたものであるかすら明らかではない」として「被告人以外の第三者が画像データを抹消したとは認められない」とした。

筆者が指摘したいのは、証拠として提出された警察作成データに対し、裁判所が格別の注意を払ったか否かという問題である。日本警察の電子鑑識は、技術的にも手続的にも高水準にあることが窺われ³⁷、奈良県警は押収した電子機器類を解析するに当たり、最初に当該機器類の記憶領域を保全し、完璧な複製物を作成したと推定できる。

弁護人が検察側証拠に改ざん等の疑念を抱いたのであれば、まずは、押収機器の複製物と証拠資料との異同を確認する手続きを請求すべきだではなかったか。裁判所もまた、弁護人からの請求がなくとも、検察側に複製物との対比を命じておれば、要らぬ疑義を残すこととはなかったのである。

デジタル技術は目まぐるしいスピードで進化を遂げている。その成果が刑事司法の

36 平成28年2月29日、奈良地裁葛城支部。

37 警察庁情報通信局情報技術解析課編「情報技術解析」各年度版（ウェブサイトにも掲載あり）、『警察白書』各年度版等。

場にも活用されて然るべきと考えるが、裁判所はこれに対応できていないのが現実ではないのか。

本事件の取材に大動員したマスコミも、こうした現状に着目し、「どうせ警察・検察は、都合の良い証拠だけをつまみ食いし、不都合な証拠は隠すに違いない」などという根拠のない俗説を一掃するか、或いは俗説の信憑性を裏付けるかのためにも、真摯なる取材努力³⁸を傾けて貰いたかった。

3-3 司法制度に問題はないのか

判決はすでに確定し、本事件は終結した。再審という事態にでもならない限り、再度の調査も捜査もないだろう。だが、デジタルフォレンジックに関して述べた如く、基本的な手続きがキチンとなされたのかどうか、数々の疑問を残したことは間違いない。

被告人と筆者の関係から、被告人が得た情報は、裁判資料については手書きで筆写、印刷資料は書き込みも含めて無制限、信書については一回につき便せん7枚という制約の範囲内で、ほぼ細大漏らさず筆者のもとに郵送で届いた。拘置所という塀の内側を絶対的な隔離空間だと想像しがちだが、さにあらず、塀の外よりも情報量が多く、しかも素早いというのが筆者の実感である。

しかし、公判前整理手続、期日間整理手続は、まさしく“秘密裁判”である。被告人と弁護人との関係が悪化して以降、被告人が期日間整理手続に出席しなくなり、裁判所と検察、弁護人が何を話しあっているのかまったく掴めなくなった。面会時、「整理手続に出席するのは被告人の数少ない権利なのだから、拘置所の車で送迎してもらって裁判所に行けよ」と筆者は説得したが、被告人は「嫌だ。来てほしくないと言われて、どうして行けるか。どうせ彼ら（裁判官、検察官、弁護人）は被告人をつまはじきにした3人麻雀をしているのだ。ひとり損を蒙る立場の俺が、なんでノコノコ顔を出さんといかんのか」と反発する。「君はそれでいいだろうが、こっちが困る。君が出席してくれないことには、（まあ、君は喋らせても貰えないのだが、）聞いて私に伝えてくれないことには、何も分からないまだ」と訴えても、聞き入れてくれな

38 2015年9月23日付朝日新聞（名古屋）「冤罪教訓、変わる司法 証拠改ざん事件から5年」など参照。

かった。数日遅れて、弁護人から届く「整理手続調書」を筆写した便箋が届くのだが、書類の文言からは生の声が聞き取れない。

公判廷での裁判官には三者三様の表情がある。証人への質問の言葉、質問に先回りして答える被告人と裁判官のやりとり……被告人へのシンパシーが見えたかと思うと、突き放したかのような質問の打ち切り。どのような判決内容になるのか、読み取ることは難しい。

被告人から届いた封書の中身は、筆者が必要とするもの以外にも、雑多な情報が数多くあった。取材にかこつけて「一芝居打ってくれ」と頼み込み、借金までをも申し込む雑誌記者、A 警部と接触して丸め込まれた大手紙記者との面会録、欲望渦巻く外界の様々な人間模様が詰め込まれていた。

出色だったのは、大阪府警捜査四課長が検察官に宛てた上申書である。「検察官が証人申請を行っている当府警察2警官の証人尋問を期日外で実施すべき必要性、相当性等について、下記のとおり上申する」と前置いて、「本件については、既に新聞報道、週刊誌等で大きく取り上げられ、マスコミ関係者が強い関心を持っているほか、被告人が拳銃売買に関する組織や暴力団組織と非常に密接な関係を有していたことから、これら犯罪組織の構成員も本件について、強い関心を示している状況である」との背景説明を加え、①被告人、証人の生命身体に重大な危害が及ぶおそれがある、②今後の犯罪捜査に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす——ことを縷々列挙、組員が警察官に復讐を企てた事件の新聞記事5点を添付してあった。

本文の趣旨は、証人となる捜査員の身の危険に力点を置いてはいるのだが、「被告人の情報により、実際に事件検挙に至った事例もある」「銃器犯罪や暴力団犯罪等の組織犯罪に関わる者は裏切り行為を行った者に対しては、どのような年月が経過しても、必ず報復を行い」「情報提供者は、自らの存在が明らかになることが絶対的になることを前提に捜査機関に協力している」「今後、犯罪組織に関与するものから、情報提供等一切の協力を得られなくなるおそれがある」と、さながら被告人の功績調書のようである。裁判自体は期日外（秘密法廷）とはならなかったが、冒頭に示した厳戒法廷の理由がこの上申書で解けた。量刑（の軽さ）にも、この上申書が大いに寄与したのではないだろうか。

その捜査四課たるや、「捜査三課の事件を横取りし、別事件の被告人を弁護した本

事件の弁護人に対して事情聴取を繰り返し、弁護士事務所と弁護人の自宅を捜索のうえ、恐喝容疑で書類送検（不起訴）にまで及んだ」とか、本事件に関して余計な質問をし、不都合な記事を書いたという理由でなされる府警記者クラブ加盟社への制裁と報復など、面会者からの伝聞情報も種々盛り込まれていた。

これらが本事件の裏側である。「整理手続」という名の非公開審理のおかげで、取材記者の目にも事件の本質が見えにくくなっている。裁判員裁判を念頭に置いた手続きを本事件に適用した是非については見解の分かれることろであろうが、筆者にとっては、裁判所が一般社会から遠ざかったとしか受け止めようがない。「開かれた裁判制度」というスローガンは、もはや空文ではないだろうか。

4. 新聞のあるべき姿

「おとり捜査」の定義、ならびに必要性については、徳永崇「おとり捜査、コントロールド・デリバリー等新しい捜査手法について」（『警察学論集』第48巻第8号平成7年8月91～99頁）に詳しい。徳永は、当時の警察庁銃器対策課課長補佐である。

同論文は、「捜査員やその協力者が身分を秘して被疑者に接触し」とする警察庁生活安全局長の国会答弁³⁹を引用し、「おとり捜査自体の適法性」「おとり捜査により犯罪を犯した者の責任」に続いて「おとりとなった者の責任」をも検討している。

徳永は「なお、文中意見にわたるものは私見であることはいうまでもない」と断りつつも、「協力者それ自身は法令上犯罪捜査を職務とする者ではないことから、その行為が当然に正当業務行為として違法性が阻却されると解することは相当ではなく、違法性が阻却されるためには、捜査員の監督の下に、真に犯罪捜査のためにその行為が行われたものであることが必要であると考えられる」と述べている⁴⁰。

同論文「総括」の「業務における今後の課題」の項では「捜査の対象となる容疑情報の収集体制の構築、『おとり』となり得る秘匿捜査員の育成・配置。『おとり捜査』に関するケーススタディ等の教養の実施等が必要」「『おとり捜査』は相当程度の危険を伴う（中略）、上級幹部による事件の掌握、安全性を確保するためのノウハウの蓄積

39 平成7年4月13日衆院地方行政委員会、同年4月27日参院地方行政委員会。

40 徳永『警察学論集』96頁

等が必要」と結んでおり、本事件の背後に身を潜めた大阪府警に欠けていたのは、まさにここで指摘された事項の総てであろう。

しかし、『警察学論集』もまた警察社会の内輪に向けた雑誌でしかない。気鋭の「総括」ではあったが、協力者運用の実務に関しては詳細な論考をしていない。徳永個人としても、組織としての警察庁も、将来に責任を追及されることがないように配慮したように見える。筆者は、本事件のような複雑怪奇な事態を釀成したのは、まさにこの論文であったと考えたい。

大阪府警に於いてさえこの現状、況や地方の中所規模県警においてをや、といえなくもないが、安直にリードすることが悪意あるスピノ・コントロールの片棒を担ぐことになる。責を問うべき相手当事者は、日本警察であり、日本の司法であり、国会ではないか。

健全なるジャーナリズム、その盟主たる新聞に、「本論 2-4 報道の実態 A) ~ D)」に示した疑問点を含め、警察捜査の暗部を照らす視点があつただろうか。あれは必ず書いたであろう。書かなければ誰も読めない。読ませるべき記事を自肅するような新聞をだれが読むだろうか。

「新聞を読まない大学生」と「記事を書かない新聞記者」、両者が寄り添って健全な社会システムを破滅へと追い込む事態を見たくないと願うばかりである。

以上

末尾資料（その1）

授業前アンケート（成績評価とは関係ありません）

選択肢 以下の言葉から連想するもの	1	2	3	4	5
1 マスコミ	新聞	テレビ（ラジオ）	雑誌・週刊誌	書籍	チラシ・ビラ
2 ジャーナリズム	新聞	テレビ（ラジオ）	雑誌・週刊誌	書籍	チラシ・ビラ
3 報道	新聞	テレビ（ラジオ）	雑誌・週刊誌	書籍	緊急速報
4 大ニュース	事件・事故	災害	スポーツ	芸能	政治
5 スキャンダル	芸能人	政治家	企業	公務員	資格者
6 情報-1	携帯電話	スマートフォン	パソコン	手紙	メール
7 情報-2	Facebook	LINE	Skype	SNS	Twitter
8 政治	総理大臣	安全保障	戦争	テロ	憲法改正
9 選挙	18歳選挙権	議員	知事・市長	タレント	大阪都構想
10 税金	消費税	所得税	住民税	年金	健康保険
11 犯罪-1	殺人・誘拐	汚職・贈収賄	窃盗・万引き	暴力団	テロ
12 犯罪-2	覚せい剤	ピストル	痴漢	詐欺	飲酒運転
13 災害	地震・津波	台風・竜巻	豪雨・洪水	火災	噴火
14 事故	放射能	列車脱線	船舶沈没	航空機墜落	車両暴走
15 金融	ゼロ金利	ローン	銀行	証券会社	貯金
16 大学	遅刻	専門研究	単位	部活動	就職
17 学生生活	友人	恋愛	アルバイト	奨学金	食事
18 職業	資格・自営業	公務員	会社員	芸能人	フリーター
19 公務員	県庁・市役所	税務署	教員	警察・消防	法曹
20 会社員	販売・営業	金融	航空・運輸	建設	マスコミ
21 資格・自営業	弁護士	税理士・会計士	医師・看護師	介護福祉士	建築士
22 自営業	農業	小売業	飲食業	著述業	漁業
23 スポーツ	サッカー	野球	テニス	ラグビー	スケート
24 芸能	歌手	俳優・ダンサー	漫才・落語	TVタレント	
25 芸術	画家・彫刻家	小説家	演奏家	写真家	建築家
26 観光-1	世界遺産	温泉	クルーズ	ごちそう	宿泊
27 観光-2	風景	文化・歴史	テーマパーク	出会い	ボランティア
28 海外旅行	アメリカ	ヨーロッパ	中国・台湾	韓国・東南アジア	アジア
29 趣味・娯楽	映画	音楽	囲碁・将棋	スポーツ	旅行
30 コマーシャル	生活用品	自動車	不動産	ファッション	旅行

末尾資料（その2）

2016/4/11

学籍番号

氏名

マスコミ論開講前チェック 回答・記入例 ⇒	0	初めて見た。何のことなのか、まったく分からない	記入不要
	1	見たり聞いたりしたことがあるが、よく知らない	見聞きした情報源を記入
	2	くわしく見聞きしたので、大体のことは分かる	見聞きした情報源を記入
	3	ニュースに触れ、興味を持って調べてみた	情報源と、調べた手段を記入
	4	この場で説明できる	簡潔に記入しなさい

No.	語句	回答	記入欄
1	日銀マイナス金利政策		
2	安保関連法施行		
3	軽減税率		
4	国と沖縄が和解		
5	北海道新幹線開業		
6	「慰安婦」日韓合意		
7	イラン制裁を解除		
8	対北制裁		
9	台湾で大地震		
10	米大統領選		
11	神戸女児殺害死刑判決		
12	スキーバス転落、15人死亡		
13	ベルギーで同時テロ		
14	産経前支局長に無罪判決		
15	不明少女2年ぶり保護		
16	金星探査機「あかつき」		
17	高浜原子力発電所3、4号機		
18	重力波		
19	民進党		
20	「美的集團」		
21	アルファ碁		
22	ジカ熱		
23	開城工業団地		
24	鴻海精密工業		
25	南沙諸島		
26	ゼップ・ブラッター		
27	アウン・サン・スー・チー		
28	尹炳世		
29	蔡英文		
30	ローマ法王フランシスコ		
31	錦織圭		
32	季愛菊		
33	高梨沙羅		
34	佐々木剛夫		
35	清原和博		
36	前田健太		
37	澤穂希		
38	井山裕太		
39	甘利明		
40	宮崎謙介		
41	1973万人		
42	96兆7218億円		
43	4億4000万円		
44	88年ぶりにキューバを訪問		
45	交通事故死15年ぶり増		
46	伊勢志摩サミット		
47	スマホ0円		
48	トランプ旋風		
49	パナマ文書		
50	八尾空港		

参考文献

- ・ 羽室英太郎ほか『デジタル・フォレンジック概論～フォレンジックの基礎と活用ガイド～』
(東京法令出版 2015年)